

令和8年2月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（事前）

令和8年2月12日（木）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岡田	理絵
副委員長	川真田	琢巳
委員	井村	保裕
委員	平山	尚道
委員	長池	文武
委員	井下	泰憲
委員	立川	了大
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
政策調査課課長補佐	福良	美和
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔こども未来部〕

部長	原内	孝子
副部長	犬伏	伴都
こども未来政策課長	河井	美智子
子育て応援課長	玉岡	あき子
こども家庭支援課長	吉田	恵司
男女参画・青少年課長	内海	三枝子

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
生活環境政策課長	島	智子
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
多文化共生・人権課長	山田	寛之

〔保健福祉部〕

部長	福壽 由法
次長(健康福祉担当)	大西 秀城
地域共生推進課長	杉友 賞之
医療政策課長	藤坂 仁貴
健康寿命推進課長	井原 香
健康寿命推進課国保運営室長	松浦 正治
長寿いきがい課長	島田 准子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔経済産業部〕

部長	黄田 隆史
産業人材課長	小山実千代

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
教育DX推進課長	戎 弘人
教育創生課長	青木 秀夫
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
生涯学習課長	新開 弓子

〔警察本部〕

生活安全部長	前川 伸二
少年女性安全対策課長	野田 浩史

---

【説明事項】

- 提出予定案件について(説明資料、説明資料(その2))

【報告事項】

- 徳島県認知症施策推進計画(案)について(資料1-1、1-2)
  - 徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議の概要について(資料2)
-

岡田理絵委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

原内こども未来部長

それでは、2月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明を申し上げます。説明につきましては、はじめに、こども未来部関係と予算総額について御説明させていただきます、引き続き、順次、各部長等から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、説明資料に記載しております令和8年度一般会計・特別会計予算案、その他の議案等の条例案、また、先議分といたしまして、説明資料（その2）に記載しております令和7年度一般会計補正予算案でございます。

説明資料の3ページを御覧ください。こども未来部の令和8年度主要施策の概要について、8項目を記載しております。

1、こどもの権利を大切につつましては、子供・若者が意見を表明しやすい環境整備や、その意見をこども施策に反映する仕組みの構築を進めるとともに社会的養育の推進に当たっては、子供の意見や意向を十分に尊重するなど、子供の権利擁護の実現に向け、取り組んでまいります。

2、こどもの健やかな育ちを支えるにつつましては、子供や若者が安心安全に過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するとともに、健やかに成長できるよう社会全体で支えていく幅広い施策を推進してまいります。

3、困難な環境にあるこどもの支援につつましては、多機関、多職種連携による一人一人に寄り添った支援を推進するとともに、経済的理由から夢や希望を諦めることがないよう、奨学金の返還支援を実施してまいります。

4、社会的養育の推進につつましては、深刻化する児童虐待に適切に対応するため、こども女性相談センターなどの強化をはじめ、里親養育の支援や児童養護施設等のソーシャルワークの充実など、養育環境の充実を図ってまいります。

5、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりにつつましては、若い世代にライフデザインを考える機会を提供するとともに、その希望を叶えるため、ライフステージに応じたきめ細やかな支援を推進してまいります。

6、子育て支援の充実につつましては、市町村との緊密な連携の下、子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりなど、子育て家庭への支援を推進してまいります。

7、私立学校の振興につつましては、高校生等が安心して教育を受けることができる環境の構築を支援してまいります。

4ページを御覧ください。

8、男女共同参画社会の実現につつましては、男女共同参画や女性活躍の機運醸成と意識啓発を推進するとともに、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する相談・保護体制の充実や自立支援等及び性暴力被害の防止に関する対策を推進してまいります。

11ページを御覧ください。令和8年度の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計当初予算の総額につきましては、表の左側から2番目、令和8年度当初予算額欄の最下段に記載のとおり、529億6,859万2,000円となっており、こども未来部関係につきましては、176億6,089万6,000円を計上しております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

12ページを御覧ください。特別会計でございます。こども未来部所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、1億8,590万5,000円を計上しております。

続きまして、部別主要事項について、こども未来部の主なものを御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。こども未来政策課でございますが、事務局費の摘要欄①の私立学校振興費として、教育の機会均等を図るため、家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることができるよう、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金を拡充するための経費等を計上しており、予算総額は32億8,946万8,000円となっております。

14ページを御覧ください。子育て応援課でございますが、児童福祉総務費の摘要欄⑤、アの阿波っ子はぐくみ保育料助成事業として、子育て世帯が安心して働き、育児ができる環境整備を図るため、認可保育施設が利用できない世帯を対象に、保育料無償化を認可外保育施設へ拡充するための経費や児童措置費の摘要欄①、アの乳児等のための支援給付事業費補助金として、令和8年度から本格実施される、こども誰でも通園制度に関し、市町村が支弁する費用の一部を支援するための経費を計上しており、予算総額は94億7,756万4,000円となっております。

次に、こども家庭支援課でございます。

15ページを御覧ください。児童福祉総務費の摘要欄②、カのこどもの安全・安心対策支援事業として、性被害防止対策を図るため、児童養護施設等が設備の購入や更新に要する経費の一部に対し、補助を行うための経費を計上しており、予算総額は45億7,925万6,000円となっております。

次に、男女参画・青少年課でございます。

16ページを御覧ください。青少年女性対策費の摘要欄④の男女共同参画総合支援センター運営費では、男女共同参画を総合的に推進するための拠点施設である男女共同参画総合支援センターの運営経費を計上しており、予算総額は、17ページに記載のとおり3億1,460万8,000円となっております。

18ページを御覧ください。こども家庭支援課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成を図るための経費として、総額1億8,590万5,000円を計上しております。

26ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。一般会計におきまして、こども未来政策課所管の奨学金返還支援費に係る補助金に関して3億6,000万円を、こども家庭支援課所管の児童相談所一時保護施設（仮称）整備事業に係る設計委託契約に関して4,980万円を、児童相談所一時保護施設（仮称）建設地の地質調査業務委託契約に関して1,215万円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。令和7年度一般会計補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。一般会計歳入歳出予算について、関係する4部等で、予算の補正をお願いいたしております。

補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、10億6,295万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、558億8,098万7,000円となっております。

こども未来部につきましては、1億3,480万円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、158億4,316万3,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に部別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。こども家庭支援課でございますが、母子福祉費の摘要欄①、アのこどもの居場所持続応援事業では、こどもの居場所の持続的・安定的運営を図るため、資金・食材調達支援等を実施するとともに、こども食堂のネットワーク化等の機能強化につながる取組を支援するための経費として2,285万円を計上しております。

同じく、摘要欄①、イのひとり親家庭等生活支援給付金事業では、近年の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、給付金を支給する経費等として、1億1,195万円を計上しております。

以上、こども家庭支援課の補正後の予算総額は、41億1,146万3,000円となっております。

10ページを御覧ください。繰越明許費追加分でございます。

さきに御説明いたしました補正予算において、こども家庭支援課の母子福祉等対策費につきまして、合計で1億3,480万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

今後、事業の早期執行に、鋭意、努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 飯田生活環境部長

それでは、2月定例会に提出を予定しております生活環境部の案件及び令和8年度主要施策の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、説明資料に記載しております令和8年度一般会計予算案、また、先議分といたしまして、説明資料（その2）に記載しております令和7年度一般会計補正予算案でございます。

説明資料の5ページを御覧ください。令和8年度生活環境部主要施策の概要について、2項目を記載しておりますので、御説明申し上げます。

1の多様な人々の共生・交流の推進では、県立総合大学校まなびーあ徳島において、生涯学習に関するワンストップでの情報提供、県民ニーズや社会情勢を捉えた講座の充実等を図るとともに、社会を構成する多様な人々が、人格や個性を尊重する共生社会を実現するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進してまいります。

2の仕事と家庭の両立と人材の確保・定着では、若者や、女性、高齢者など多様な人材が活躍できるよう仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場環境整備等に取り組んでまいります。

続きまして、提出予定案件について御説明を申し上げます。

11ページを御覧ください。令和8年度一般会計予算についてでございます。

生活環境部の令和8年度一般会計当初予算案の総額は、表の左から2番目A欄、上から3段目に記載のとおり、1億2,039万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

19ページを御覧ください。課別の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

生活環境政策課でございます。目名、企画総務費の摘要欄①、ア、県立総合大学校展開事業では、県内の生涯学習を推進する拠点である、まなびーあ徳島において、県民ニーズや社会潮流に即した講座を開催するとともに、ワンストップでの情報提供を行うなど、県民の生涯を通じた学びの充実・強化を図る経費として、1,255万8,000円を計上しております。

労働雇用政策課でございます。目名、労政総務費の摘要欄①、イの働きやすい職場環境づくり伴走支援事業では、一般事業主行動計画の策定支援やはぐくみ支援企業の認証・表彰等、働きやすい職場環境の整備促進のための経費として、1,570万円を計上しております。

以上、労働雇用政策課の予算総額は、1億683万9,000円となっております。

多文化共生・人権課でございます。目名、障がい者福祉費の摘要欄①、ア、ユニバーサルデザイン啓発事業では、ユニバーサルデザインに係る優良な取組の表彰を行うなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するための経費として、99万4,000円を計上しております。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。令和7年度一般会計補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。令和7年度一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の上から3段目、左から3列目の補正額欄に記載のとおり、生活環境部につきましては、合計で2億8,000万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で4億2,101万5,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、部別主要事項説明により、生活環境部の主な事項について、御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。労働雇用政策課でございます。目名、労政総務費の摘要①、アの魅力ある職場環境整備事業では、福利厚生の実等による魅力ある職場づくりを行う中小企業者等を支援するため、就業規則や快適な職場環境の整備等に要する費用の一部を補助するための経費として、2億8,000万円を計上しております。労働雇用政策課の補正後の予算総額は、4億683万9,000円となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。繰越明許費追加分でございます。

生活環境部におきましては、御説明いたしました補正予算2億8,000万円につきまして、全額、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上が、今定例会に提出を予定している案件でございます。なお、報告事項はございま

せん。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福壽保健福祉部長

それでは、保健福祉部関係の案件につきまして、御説明いたします。

はじめに、令和8年度当初予算に関する説明資料の6ページを御覧ください。

保健福祉部の令和8年度主要施策の概要でございます。

1、健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実といたしまして、③、県民の健康寿命の延伸に向けて、専門職の知見に基づく実践的なフレイル予防に取り組んでまいります。

⑤、地域における持続可能な医療提供体制の維持に向け、医師・看護職員の確保対策を、これまで以上に充実・強化してまいります。

7ページを御覧ください。⑮、地域の介護サービス提供体制の確保に向け、外国人介護人材の受入促進及び定着を図ってまいります。

⑲、福祉・介護人材の確保とともに、高齢者のいきがづくりや雇用の創出を図るため、シニアの介護現場への参入促進に取り組んでまいります。

保健福祉部関係の主要施策の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、11ページを御覧ください。

保健福祉部の令和8年度一般会計予算案につきましては、表の上から3段目、左から2列目の欄に記載のとおり、334億9,913万1,000円を計上しております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、部局別主要事項説明により、各課の主な事項について、御説明いたします。

20ページを御覧ください。地域共生推進課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のエ、（ア）地域福祉「次世代人材」総合確保対策事業の4,328万6,000円は、地域福祉人材の確保に向け、担い手の育成やマッチング支援など、総合的な取組を実施するための経費でございます。

次に医療政策課でございます。医務費の摘要欄③のア、新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業費の3億4,798万6,000円は、臨床研修医に加え、新たに専攻医への支給を開始する一時金支援制度の実施、看護学生の修学資金貸与枠の更なる拡大など、医師・看護職員の確保対策を強化するための経費でございます。

21ページを御覧ください。健康寿命推進課でございます。予防費の摘要欄①のイ、脊柱側弯症機器検診普及事業費の476万4,000円は、成長期に多く確認される脊柱側弯症の早期発見・早期治療につなげるため、検査機器を用いた検診の更なる普及に取り組むための経費でございます。

次に長寿いきがい課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のア、（ア）介護職員キャリアアップ研修支援事業の560万円は、介護職員初任者研修等の受講料負担により、介護職員のキャリアアップ促進に取り組む事業所を支援するための経費でございます。

22ページを御覧ください。老人福祉費の摘要欄⑥のク、介護サービス提供体制確保事業費の600万円は、介護事業者の協働化・大規模化や、訪問介護事業所の立ち上げを支援するための経費でございます。

次に障がい福祉課でございます。児童福祉総務費の摘要欄①のイ、医療型短期入所事業所開設促進事業費の300万円は、医療的ケア児等の御家族のレスパイトの充実を図るた

め、医療型短期入所の事業者参入を促進するための経費でございます。

続きまして、27ページを御覧ください。その他の議案等の（1）条例案でございます。アの徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例は、厚生労働大臣が定める基礎財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改めるものでございます。

続きまして、令和7年度補正予算に関する説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

保健福祉部の令和7年度一般会計予算案につきましては、表の上から3段目、左から3列目の補正額欄に記載のとおり、合計で6億4,457万1,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で370億9,958万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、部局別主要事項説明により、各課の主な事項について、御説明いたします。

7ページを御覧ください。医療政策課でございます。医務費の摘要欄①のア、小児医療施設支援事業費の8,731万6,000円は、地域で救急を含めた小児入院医療が実施できる体制確保に向け、小児医療の拠点となる医療機関を支援するための経費でございます。

同①のイ、入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業費の1,612万円は、入院中の子供に家族が付き添うための環境改善に取り組む医療機関を支援するための経費でございます。

次に健康寿命推進課でございます。公衆衛生総務費の摘要欄①のア、産科医療確保事業費の1億1,213万5,000円は、地域で安全・安心に出産できる体制確保に向け、分娩数が減少している分娩取扱施設等を支援するための経費でございます。

8ページを御覧ください。長寿いきがい課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のア、外国人介護人材確保対策事業費の500万円は、高齢者施設等における外国人介護人材の確保・定着を図るための経費でございます。

また、老人福祉費の摘要欄①のア、介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業費の2億1,000万円は、生産性向上に資する介護ロボットやICTの導入等に取り組む介護事業所を支援するための経費でございます。

また、老人福祉施設費の摘要欄①のア、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費の2億1,400万円は、高齢者施設等の防災・減災対策を支援するための経費でございます。

次に、12ページを御覧ください。繰越明許費でございます。今回の補正予算の全額について、繰越しをお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

資料1-1を御覧ください。新たな認知症施策推進計画（案）についてでございます。

本計画につきましては、9月定例会の当委員会におきまして、素案について御報告申し上げたところでございます。その後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様からの御意見や認知症施策推進会議での御論議を踏まえまして、最終案としております。

1、計画策定の趣旨でございますが、本計画は、令和6年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県計画として策定するもので、本県における認知症施策の推進方策を示すものであります。策定に先立ち、令和6年度には、認知症

の人やその家族、医療や介護の専門職等を対象にアンケート調査及び意見聴取を実施しております。

2、計画期間でございますが、令和8年度から令和11年度までの4年間といたします。

3、基本理念につきましては、認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会とくしまの実現、としております。

4、重点戦略でございます。（1）「新しい認知症観」の理解促進をはじめ、3つの戦略を掲げ、施策を推進していくこととしております。今後、県議会での御論議を踏まえ、本年3月末をめどに、策定してまいりたいと考えております。

資料1－2は、計画の全体版でございますが、説明は省略させていただきます。

報告は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 黄田経済産業部長

続きまして、経済産業部関係の案件につきまして、御説明いたします。

説明資料の8ページを御覧ください。経済産業部の令和8年度主要施策の概要でございます。ものづくり人材の育成強化として、未来のものづくりを支える人材育成を図るため、各種技能競技大会への参加促進や、熟練技能者による技術指導、職業訓練分野におけるドイツとの相互交流を実施するとともに、本県のものづくり技術の魅力を体感できるイベントを開催することにより、技能尊重機運を醸成してまいります。

続きまして、11ページを御覧ください。令和8年度一般会計当初予算案につきましては、表の4段目の経済産業部欄に記載のとおり、1,040万3,000円を計上しております。

次に、23ページを御覧ください。主要事項説明でございます。産業人材課におきまして、計画調査費の①のア、技能向上ステップアップ事業として、各種技能競技大会への参加に向けた支援や、職業訓練分野におけるドイツとの相互交流の実施などに要する経費、553万9,000円を計上するなど、総額1,040万3,000円となっております。

経済産業部の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 中川教育長

それでは、2月定例会に提出予定の教育委員会関係の案件につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの説明資料の9ページを御覧ください。教育委員会関係の令和8年度主要施策の概要についてでございます。

1の学校教育の充実といたしまして、各高等学校が将来にわたり、多様な教育を持続的に展開していくため、活力と魅力ある学校づくりを進めてまいります。

また、市町村教育委員会や関係諸機関と連携し、義務教育の教育水準の維持向上を図るとともに、保育・幼児教育センターを中核とした質の高い幼児教育を推進してまいります。

2の地域と学校の連携・協働の促進といたしまして、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動を支援してまいります。

3の生徒指導の充実といたしまして、関係諸機関や団体との連携を一層深め、一人1台端末を活用した相談環境の整備など、いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒の多様な悩みに対応する教育相談体制の充実を図ってまいります。

11ページを御覧ください。教育委員会関係の令和8年度一般会計当初予算案についてでございます。総括表の下から2段目、左から2列目の欄に記載のとおり、総額16億7,777万1,000円でございます。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、各課別の予算額及び事業内容の主なものについて、御説明させていただきます。24ページを御覧ください。まず、教育DX推進課でございますが、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費のア、徳島県GIGAスクール構想推進事業では、児童生徒一人1台端末の整備や教育情報ネットワークの改善など、次世代を担う人材の育成を推進するための経費といたしまして、3億3,579万円を、イ、公立義務教育諸学校情報機器整備事業では、県又は市町村が行う、公立の義務教育諸学校における情報機器整備に必要な経費といたしまして3億4,840万8,000円を計上いたしており、その他の経費を合わせまして、総額で、6億8,892万4,000円を計上いたしております。

次に、義務教育課でございますが、教育指導費の摘要欄②、学校教育振興費のア、幼保小の架け橋プログラム促進事業では、幼児教育施設等を対象とした実践的な研修機会の充実などを図る経費といたしまして337万円を計上いたしており、その他の経費を合わせまして、総額で、648万4,000円を計上いたしております。

次に、いじめ・不登校対策課でございますが、主な事業といたしまして、教育指導費の摘要欄②、生徒指導費のシ、とくしま「学びの多様化学校」施設整備事業では、学びの多様化学校を鳴門教育大学敷地内に、県立中学校として整備するための経費といたしまして、7億692万3,000円を計上いたしており、その他の経費を合わせまして、総額で9億2,058万3,000円を計上いたしております。

次に、体育健康安全課でございますが、保健体育総務費におきまして、子供の健康課題である肥満予防と生活習慣改善に向けた取組に要する経費といたしまして、総額で286万3,000円を計上いたしております。

25ページを御覧ください。生涯学習課でございますが、社会教育総務費におきまして、家庭教育の支援に要する経費の他、地域における子供たちの健全育成に要する経費といたしまして、総額で5,891万7,000円を計上いたしております。

続きまして、説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

令和7年度一般会計補正予算案についてでございます。総括表の下から2段目、左から3列目の欄に記載のとおり、358万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、25億1,143万8,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の予算額及び事業内容につきまして、御説明いたします。

9ページを御覧ください。教育DX推進課でございます。教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費のア、公立学校情報機器整備基金積立金では、県又は市町村が行う、公立の義務教育諸学校における情報機器整備に必要な経費を基金に積み立てるための経費といたし

まして358万3,000円を計上いたしております。

教育委員会関係の提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際1点、御報告をさせていただきます。

お手元のタブレットの資料2を御覧ください。第4回徳島県学びの多様化学校の在り方検討会議の概要についてでございます。

去る1月15日に開催いたしました第4回会議では、鳴門教育大学大学院より吉井健治教授をお招きし、県立学びの多様化学校における教育理念及び県教育委員会と鳴門教育大学臨床教育学研究開発機構の連携の在り方について、御講演いただきました。

また、教育内容について、臨床教育学的な視点から、子供たちが元気になるための心の3大栄養素である自信、希望、仲間を授業や体験活動を通じて身につけることや、特設の3教科として心の健康科、表現科、自然体験・防災科、についての御説明を頂きました。

また、続いて、県立学びの多様化学校におけるスクールビジョンについて、意見交換を行いました。主な発言概要でございますが、子供や保護者が、ここなら自分も我が子も頑張れる、自分もできるかもしれないと、希望やワクワク感を持てるビジョンである。ビジョンは固定的なものではなく、実際に運営をしながら、子供たちの状況に合わせて、走りながら考え、変えていく柔軟性が重要である、などの御意見を頂きました。

本検討会議につきましては、第4回をもって議論を終了することとしており、今後、各委員の御意見を反映させた最終的なスクールビジョンを県教育委員会において、年度内に策定することが確認されました。

県教育委員会といたしましては、令和9年度の開校に向け、子供たちが希望を持って学べる環境づくりを、着実に進めてまいります。

なお、資料2ページからは、会議資料の一部抜粋したものを参考として添付いたしております。

報告は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

## 前川生活安全部長

警察本部の主要施策3項目の概要につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

その1は、少年非行防止及び保護に関する総合的な対策の推進であります。関係機関・団体・ボランティア等の地域社会と連携し、少年の立ち直り支援活動や街頭補導活動を行うなど、非行少年を生まない社会づくりを継続的に推進するとともに、SNS等に起因する子供の性被害等の防止に向けた取組を強力に推進してまいります。

その2は、人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応であります。児童虐待やストーカー事案などの人身安全関連事案に関しましては、被害者の安全確保を最優先とする対応力の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携を密にし、情報共有を図りつつ、被害の抑止及び拡大防止に向けた迅速かつ的確な活動を推進してまいります。

その3は、子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進であります。子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛けやつきまとい等を認知した場合は、性犯罪被害の未然防止を図るため、初期段階から情報収集と分析を強化し、積極的な検挙措置や指導・警告を実施するなど、先制・予防的な活動を推進してまいります。

以上、警察本部が取り組む本年の主要施策について、御説明いたしました。  
引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡田理絵委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願い致します。

それでは質疑をどうぞ。

梶原一哉委員

1点だけ教えていただきたいのですが、教育委員会で24ページの不登校児童生徒への経済的支援ということで50万円が計上されています。これはどういう内容なのでしょう。

福多いじめ・不登校対策課長

梶原委員より、不登校児童生徒への経済的支援というところで、事業について御質問を頂きました。

教育支援センター等に通っている不登校児童生徒の通学、また、活動費等につきまして、国の補助を使用しながら、支援をしているというところであります。

梶原一哉委員

教育支援センターに通われている生徒への支援ということですね。分かりました。

私も一般質問等で、フリースクールに通われている方の経済的負担が結構重たいということで支援を求めてきたのですが、フリースクールに通わされている保護者の方々がたくさんいらっしゃいますので、今後これについてもしっかりと御検討いただけるようお願いいたします。

井村保裕委員

先ほど原内こども未来部長から、こども誰でも通園制度の説明があって、予算が付いたと報告があったのですが、確かモデル校は県内で1校だったかな、1園で予算を付けたと思うのですが、現状、今後の展開はどのようになっていますか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、こども誰でも通園制度につきまして御質問を頂きました。

今年度は市町村の任意の補助事業ということで、吉野川市と上勝町において実施されております。

2市町に聞き取りをしましたところ、上勝町では、今年度の実績はないと、吉野川市では2名の方が利用されているとお聞きをしております。

井村保裕委員

なかなかこの制度に乗っかって自分の子供を預けるには、確か使える時間が短かったように思うのです。

そういった制度の見直しもあったのかと思ったのですが、ルールはそのまま継続すると。時間の見直しとか、制度の見直しはなかったのですか。

玉岡子育て応援課長

こども誰でも通園制度の利用時間についての御質問を頂きました。

基本的には4月から1か月当たりの上限は10時間で、ただ現場の施設の状況によって10時間を下回ることも可能という経過措置が設けられておりまして、令和8年度、9年度に関しては、3時間から9時間とすることも可能というところです。

井村保裕委員

分かりました。先ほど言ったのですが、使える時間が短くて、多分、子供を預けても、慣らしとかいろいろある中で、使ってすぐに機能する制度なのかと、三角の部分があると感じていました。報告があったので聞かせていただきました。

井下泰憲委員

事前に言っていなかったのですが、2点確かめさせてください。

1点、先日、視察に行ってきた学びの多様化学校は、行ってよかったなと思っております。その中で、今、分かる範囲で構わないのですが、ここで勤められる教員は、今後どのように選ばれていくのかを教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

井下委員より、学びの多様化学校に勤務する教職員の配置につきまして御質問を頂きました。

県立学校というところで、今、設置に向けて取り組んでおりまして、教職員については、通常の、他の県立学校、公立学校と同様に任用を進めていくところではあります。

ただ、不登校児童生徒を対象にした学校でありますので、前もって研修等ができるよう進めていく必要があると考えております。そういったところもしっかり協議しながら進めていければと考えています。

井下泰憲委員

福多いじめ・不登校対策課長も一緒に行っていたのですが、教員の方の熱量というのがものすごくあったなと思っております。

今おっしゃったみたいに、何年も小学校にずっと行けていない不登校の子が、中学校から9割ぐらいの子が来ているということで、結構テクニカルなところがあるのかなと思います。慎重に選んでいただきたいと思っておりますので、是非お願いいたします。

それともう1点なのですが、前回の議会の時に、地域コーディネーターの予算をそろそろ付けませんかというお願いをしたのですが、今回の3本柱のうちの一つに地域と学校との連携と協働の促進と大きく入れていただいているのですが、実際これを進める

に当たって、予算化というところで、どういう感じで進めていかれるのか、ざっくりで構いませんので教えてください。

青木教育創生課長

井下委員より、地域コーディネーターの予算について御質問を頂きました。

来年度当初予算の事業といたしまして、高校教育特色化・魅力化推進スタートアップ事業を提案させていただくこととしております。

この事業の中で、地域での高校の魅力化のために各学校で地域の資源を活用した特色ある教育内容を充実する際に、県教育委員会から財政的な支援ができるような内容となっております。そこで、例えばですが、地域コーディネーターの活動費などにも使えるような予算をお願いしているという状況でございます。

井下泰憲委員

地域によっていろんな魅力とか特色も違うということと、あと、前例がないので、できるだけ予算の使い方の自由度というのを上げていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

それと、これは質問ではなくて、また教えていただけたらいいのですけれど、今回文部科学省の結構大きな枠で、ネクストハイスクール事業が出ています。今後どうやって県としてネクストハイスクール事業に取り組んでいくのかも考えていただけたらいいですし、学校の編成もありますし、上手にいろんな事を絡めながらやっていただけたらと思いますので、また本会議でお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

平山尚道委員

私からも教えてほしいのですけれども、徳島県奨学金返還支援制度運営効率化事業でございますが、今後、徳島県の人口が減っていく中で、できればUターンで帰ってきていただくことが非常に重要なのかなと思っておる中で、効率化事業というのを少し教えていただけますか。

河井こども未来政策課長

ただいま、平山委員より、徳島県奨学金返還支援制度運営効率化事業について御質問を頂きました。

徳島県内で就業する方の奨学金の返還を支援する奨学金返還支援制度は、平成27年度から助成候補者の募集を開始しておりまして、毎年200人前後を新たに認定している状況でございます。

令和7年度から募集枠の拡大など制度の拡充を行いまして、今後更に対象者の増加が見込まれることから、同年度、報告書類の受付や督促等の業務委託を開始したところ、対象者の管理をしている現在の奨学金返還支援システムは利用者が庁内の環境に限定されることから、電子申請システムや財務会計システムなどの連携が進んでおらず、事務処理が非常に非効率であるということが課題になっております。

そこでシステムの再構築を行いまして、インターネットの環境からも利用が可能で、マ

イページなどを備えた申請者側からもアクセスができる環境を整え、受付や督促等の業務を一元的に行えるようにするとともに、将来的には、ほかのシステムとも連携を行って、一つのシステムで申請から支払いまで業務が完結する仕組みを構築することで、利便の向上を図りたいというもので、計上させていただいております。

#### 平山尚道委員

毎年200人前後新しく認定しているということをごさいますて、いいなと思っております。そのシステムの費用だということもよく分かりました。

徳島から出られた高校生や大学生へのPRをしっかりとされていると思いますが、引き続き、中学生であったり高校生にも、今後、自分の進学を考えたときに、こういった制度まで知っていれば、また進路も変わってくるのかなと思っておりますので、その辺もよろしくお願いたします。

#### 川真田琢巳副委員長

私からも二つ確認をさせていただきたいのですが、配布資料（その2）、2月補正の5ページに当たります、ひとり親家庭等生活支援給付金事業について教えていただきたいと思ます。

まず、この題名の前に拡充と付いているところ、またこの下の2が新規事業となっているところ、ここら辺の今までとの違いということも含めて教えていただきたいと思ます。

まず1は福祉事務所未設置の自治体、つまり各市は福祉事務所を義務付けられていますので、徳島県の、町村の設置は2であると、そんな中で2万円のプッシュ型というのは各町村が該当範囲であるのかどうかを教えてください。

それに伴い2の新規事業、いわゆる福祉事務所がある、給付を独自で実施する市の補助率が、経費の2分の1というのは、ここは町村に対しては2万円のプッシュ型ということで、市は1万円という定額を考えてよろしいのでしょうか。

#### 吉田こども家庭支援課長

ただいま、ひとり親家庭等生活支援給付金事業について御質問を頂きました。

経済基盤が不安定なひとり親家庭においては、近年の物価高騰に直面し、取り巻く状況は厳しさを増しているところをごさいますて、国におきましても令和7年11月に経済対策が閣議決定され、昨年度に引き続き、低所得のひとり親家庭に対する給付金による支援が推奨事業として位置付けられたところをごさいます。

こうした中で、当事業は、低所得のひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るために給付金の支給を行うとともに、市が実施する県と同様の給付事業に対し、補助を行うものとしております。

御質問にごさいます町村分につきましては、県が児童扶養手当の支給事務を行っておりますので、令和8年2月分の児童扶養手当受給者を対象として児童一人当たり2万円をプッシュ型で給付いたします。これは昨年度も同様の事業を行ったところをごさいます。

次に、新規事業の市への補助分をごさいますますが、市在住者分の児童扶養手当支給事務は市で実施していることから、このたび、市が県と協調して、同様の対象要件、単価で補助

を実施する場合に、その半額を補助するという制度設計をさせていただき、市が2万円を補助する場合は1万円分を県が補助するという形を考えているところでございます。

川真田琢巳副委員長

特にこの答えに対して何か言うことはないのですが、例えば市が独自の厚い支援をしたいと考えた場合に、例えば2万円以上、3万円だったら3万円、5万円とあった場合に、その半分という形で考えてよろしいのでしょうか。

吉田こども家庭支援課長

市が上乗せで給付した場合につきまして御質問を頂いたところでございます。

今回の事業につきましては、重点支援地方交付金を活用しておりますが、市もこの交付金を活用することから、市の御判断の中で、交付金を活用して上乗せを実施することになるかと思っております。今回の県の補助金につきましては、県と同様の対象要件・単価を給付する場合、すなわち2万円につき半額の補助ということを考えておりますので、仮に3万円や5万円を給付する場合、2万円を超える部分につきましては、市で国の交付金を活用して実施していただくことになるかと考えております。

川真田琢巳副委員長

例えば吉野川市が4万円支援するとなったら、2万円までは県が持っていただけるという形ですか。それとも吉野川市が5万円になった場合も2万円まではするという形なのですか。

吉田こども家庭支援課長

2万円の半額の1万円を補助するため、県からは1万円までの補助という形になります。

川真田琢巳副委員長

公平公正な補助金の出し方だなと思っております。ということでもう1点だけ、それを鑑みて補助金と扶助金を割ると、今、徳島県内の低所得のひとり親家庭というのは、大体8,260世帯ほどあるという認識で間違いないですか。

吉田こども家庭支援課長

今回の支給対象につきましては、児童扶養手当を受給されている世帯を対象に考えておりますので、ひとり親世帯であっても一定の収入があり、児童扶養手当を受給していない場合は対象にはなりません。

11月時点の児童扶養手当の受給状況にその後の増加見込みも加えて計上させていただいているところでございます。

川真田琢巳副委員長

あと1点、これも教えていただきたいところで、毎年出ておりますが議案第38号、徳島県学校職員定数条例の一部改正について、お聞きさせていただきたいと思っております。いわゆ

る県立学校の職員の定数と県費負担、教職員の定数を毎年計算されているのだと思います。

まず、県立学校職員の定数2,542人、昨年は2,539人の3人増、県費負担教職員定数は、次年度は4,702人で、今年度の4,729人から27人減となっております。この定数の決め方なのですけれど、いわゆる少子化に伴う定数減、また財源等の給与とか、財源等もあると思うのですが、ざっくりで結構ですので、定数の考え方とかポイントを教えていただけますでしょうか。

岡田理絵委員長

小休します。（11時32分）

岡田理絵委員長

再開します。（11時32分）

川真田琢巳副委員長

以上で終わります。

岡田理絵委員長

学びの多様化学校、先般、委員会の皆さんに御協力いただきまして、鎌倉市に行ってまいりました。現場を見せてもらうことによって、こういう学校の運営の仕方というのが非常に具体的に分かることができ、よかったのかなと思います。御同行くださいました皆様方、ありがとうございました。

その中で先ほど井下委員がおっしゃっていたように、それを引っ張っていく先生がどういう方たちなのかということで学校の形が変わっていくと思います。今回、教育委員会には大きな予算が付いて、学校の建設費7億円余りの費用が出ていますし、具体的にこれから進んでいくのかなと、その話もこれからの課題としてはあるのかなというところです。

まずその前に、皆さん方に来てもらえるように先行して徳島駅周辺でという、保護者の皆さんとかの御希望の声があったので、まずは教育委員会が先だっけしてくださっている学びの多様化学校に先行する学校、お試しではないですけれど、先般、徳島駅前が始まった、学べる場所という拠点づくりというところで、実際に週1回で1月からということですので、なかなか周知とかも難しかったのかなというのがあるのですが、現状どれぐらいの方が来てくれて、どのような反響なのかを教えてくださいませんか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど、岡田委員長より、徳島駅前の新たな居場所につきまして御質問を頂きました。

本県の令和6年度における不登校児童生徒数は2,036人と8年連続増加しておりまして、児童生徒の状況に応じた多様な学びの場や居場所の確保が喫緊の課題となっております。

そうした中で、学びの多様化学校在り方検討会議においても不登校状況にある児童生徒の支援を充実させることも必要、アクセスの良い所に学びの場や居場所が必要ではないかとの意見を踏まえ、不登校や引きこもりがちな小中高生を対象として、心の居場所、学びの場を今回、徳島駅周辺に設置いたしました。

こどもステーションとくしまという名称を付けまして、学校を通じて保護者はもちろん児童生徒等にも周知を図りながら、またSNS等も活用しながら啓発も進めているところです。

現在、試行的な取組というところで、令和8年1月22日から令和8年3月5日まで7回の開催を予定しており、1月22日、29日につきましては、それぞれ1名の生徒の参加がありました。ただ、1月29日につきましては当日、都合が悪いというところで欠席となりました。

本日、2月12日については鳴門教育大学の吉井先生から、学びの多様化学校で実施を予定している教科の体験を行う予定となっています。今回の参加者数は保護者も含めて、4名となっています。

回数を進めていく中で、しっかり周知と啓発を進めながら、不登校児童生徒の新たな居場所が展開できるように今後も取り組んでいければと考えております。

#### 岡田理絵委員長

学びの多様化学校で一番初めを思い返すと、6月議会で議論になっていたのは、場所が鳴門教育大学ということが県民の子供たちにとって公平かという議論が、まずあったと思うのです。

しかし、鳴門教育大学である意義を県教育委員会から説明していただいたり、実際に現場を見に行くことによって、教育関係者の先生と関わっていくとか、子供たちに手厚いサポートができるという体制づくりを鳴門教育大学敷地内に置くことでできるという話で、今、進んできていると思います。

今おっしゃった吉井先生が中心になって、カウンセラーの先生というか、臨床心理士の先生が中心になって、子供たちの心のケアをしながら、それが徳島県の学びの多様化学校の特色になっていくのかなと、今の進み方を拝見していると思うのです。

鳴門教育大学に新しく作る学校で、子供たちが傷ついた心を克服しながら学校で学んでいけるような環境を作りたいというのが、私が勝手に解釈している学びの多様化学校の在り方と思っているのですが、そうなってくると、その部分でこれから学校の特色というのを打ち出していくところが必要だと思います。

当然、誰でも来てほしいし、誰でも学びのチャレンジができるという環境づくりなので、こんなものがあるからこそ学校へ行きたいのだというところを、そろそろ見える化して、具体的にしていくことが必要だと思います。

来年の令和9年4月には開校するという話なので、令和8年度中には箱物もできて子供たちを募集もするというところですので、具体的に見えるところを作っていってもらおう。

だから、そこに行きたいと思ってくれる先生たちの機運を高めていくのもそうだし、子供たちにとっても、距離があっても行ってみたいのだと思える魅力というか、そこに行けば新しい何かと出会えるとか、そういう今までの思いが払拭されて新しくスタートできるのだという部分が、もう少し具体的に見えるようにしていただくことによって、2,036名の方が学校へ行けなくて困って苦しんでいるという現実に向けてアプローチをしてもらえるような体制が必要なのかなと思います。

令和8年度の予定になろうかと思いますが、開校に向けての手順としてはどういうふう

に進めていこうとされているのですか。

福多いじめ・不登校対策課長

ただいま、岡田委員長より、学びの多様学校の今後の具体的なスケジュールについて御質問を頂きました。

本県における学びの多様化学校は、徳島県学びの多様化学校の在り方等に関する基本方針に基づき、鳴門教育大学敷地内に県立中学校を先行的に設置し、今後、県内全域に学びの多様化学校を推進していくためのロールモデルとして、令和9年度の開校を目指しております。

昨年10月に設計施工一括発注方式により公募したところ、3社から企画提案があり、12月の企画提案選定委員会において優先交渉権者が選定され、12月26日に設計業務の契約を締結したところです。

現在、校舎建設に向けた設計作業を進めているところであり、引き続き鋭意整備を進めてまいります。また、施設整備と並行して鳴門教育大学と検討ワーキンググループを立ち上げ、学びの多様化学校に必要な特別の教育課程の編成やオンライン支援の在り方等についても協議を進めているところです。

現時点では校舎の完成及び開校の具体的な時期は決まっておらず、学校施設の整備や教育課程等の検討、文部科学省への申請、許可等を経て決定する予定であります。今後とも、不登校児童生徒に1日も早く多様な学びの場を提供することができるよう、開校に向けた準備を着実に進めていきたいと考えております。

なお、生徒の募集と広報というところにつきましても、先日、とくしま学びの多様化推進フォーラムを実施させていただきました。

また、各検討ワーキンググループで決定した内容や、来年度からの募集案内や、入学説明会・体験会などについて、具体的な時期が決まり次第、広く周知を図っていきたいと考えております。

岡田理絵委員長

粛々と開校に向けて準備をされているという今のお話だったと思います。

それで、先般、鎌倉の由比ガ浜の学校へ行かせてもらった時に、説明してくださった先生の熱量というのがものすごくあって、その先生が教育委員会にも積極的に働き掛けて、学びの多様な学校が必要だということまで今に至っていると。

それと、子供たちが学びの多様化学校に来ることによってどんどん活発的になったとか、できることが増えたとかというようなことも、その都度バージョンアップしたものを視察の資料として提出して下さっているというお話で、文教厚生委員会で行った時と、またこの間、特別委員会で1月に行った時では、中身がまたバージョンアップされていて、子供たちの活動内容もすごくリアルなものに変わってきていたという御報告を受けました。

そこで子供たちが変化をするところを私たちも目の当たりに調査させてもらったところから、その学校の中身の充実と、リーダーシップを執ってくださる先生方の思いという部分とかが子供たちとマッチングしていくところが一番重要かなと思いました。

また、それをサポートしてくれる保護者の会も作ってくれていて、孤立している保護者

の方たちを学校がまとめてくれるというところ、そこの子供たちを取り巻くバックグラウンドも巻き込みながら、そこが学校の在り方の一つの重要な場所なのかなと思いました。

今から、いろんなところを参考にしながら作られるのでしようけれど、先行している学校と情報交換や共有ができるような環境も、これからの徳島の学校の在り方としては必要だと思うので、そういうところを広く視野を持って、是非進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど福多いじめ・不登校対策課長がおっしゃっていたとくしま学びの多様化推進フォーラムで、文部科学省から矢野審議官がおいでで話をされていた中に、これからの未来を創る子供たちの在り方としてはA Iがライバルになるから、A Iを使える人材というのも重要なものだけれど、それ以上に大切なのは、A Iができない分野を担っていく子供たちの育成だというお話をされていました。

いろいろなものづくりに関わっていく人たちの育成という部分も考えながら、子供たちの将来にとってどういうことが大切なのかということも含めた上で、学校の在り方ということも考えていってもいいのかなと思います。

それは高校の在り方、中学校の在り方というところで、またつながっていくのかなと思うので、来年度になったら高校の再編の話が、多分、出てくると思いますので、そこでも多様な学びの学校も全て含めて学校の在り方ということのを是非検討していただくようお願いして、質問を終わります。

岡田理絵委員長

それでは、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。扶川議員からの発言の申出がありました。委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり、1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

新年度予算に関係して、虐待のことについて、対応についてお尋ねします。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

「こどもに寄り添う家庭支援、社会的養護の推進」のうち、こども家庭支援推進事業というのが説明資料でも、こども未来部、こども家庭支援課の所管で示されておりますが、

この3,456万7,000円の使い道というのは、子育て世帯訪問支援や子育て短期支援事業などに要する経費だとなっています。

こども家庭庁のホームページを見ますと、どちらもこども家庭庁の補助事業だということが分かります。この子育て世帯訪問事業というのは、保護者に任せておくと児童に心配があるような、一言で言えば、そういう家庭を特定して訪問していこうという事業ですし、もう一つの子育て短期支援事業というのは、一時的にお子さんを預かって負担軽減をすることで、家庭内で虐待が発生しないように予防していこうという事業だと理解しております。

こども家庭庁のホームページを見ますと、令和7年6月の実施及び実施の見込み調査では、県内自治体は24分の12で、ちょうど半分、全国平均並みだとなっていますが、現状どのようなになっていますか。

岡田理絵委員長

小休します。（11時48分）

岡田理絵委員長

再開します。（11時48分）

吉田こども家庭支援課長

ただいま、家庭支援事業の実施状況についてお問合せを頂いたところでございます。

こちらにつきまして、令和7年の交付段階におきまして県で把握している数字になるのですけれども、子育て短期支援事業につきましては、県内20市町村で実施予定となっているところでございます。

そのほか、一時預かり事業でございますと16市町、子育て世帯訪問支援事業でありましたら12市町、その他、養育支援訪問事業につきましては、11市町村ということで、事業のメニューごとで市町村で取組しているところでございます。

扶川敦議員

いずれも大事な事業で、是非、市町村に働き掛けてやってほしいのですが、この予算で足りるのかどうか、訪問の実績、そもそも県内に対象となる家庭はどのくらいあるのですか。

吉田こども家庭支援課長

今、それぞれの事業の対象の世帯数についてお問合せがあったところでございますけれども、こちらにつきましては各市町村の実施事業ということで行っているところでございまして、県のほうでそれぞれの事業、世帯数がいくつあってという資料は今、手元にはないところでございます。

扶川敦議員

要は、市町村からこれだけ必要だというものに応じて出していくのだろうと思います。

ただ一方、ここで緊急性のある案件もあるので意見を申し上げたいのですが、児童虐待を未然に防止するという観点では家庭に向けた対策では足りません。

確かに児童虐待の結果、死亡した数字、それから令和6年9月のこども家庭審議会の専門委員会の第20次報告なんかを見ますと、心中をした以外の死亡事例のうち、実母が23人、実父が6人、実母と実父が7人で合計36人、死亡事例56人の64%で、あとの36%は親ではないのですよね。

しかも、死亡事例というのは最も深刻なものであって、虐待全体を見たら子供と大人が接するようなあらゆる場所で起こっている。福祉施設の中でもあるし、障がい者施設の中でもあるし、学校現場でもある。塾なんかでもある。そういう状況ですよね。加害者が誰であっても、虐待の種類や程度がどうであっても、全て根絶に向けた努力をしなければいけないと思います。

私の知る限りでも、佐那河内村の保育所での虐待事案など、私は相談を受けて議論しました。

そして最近では、鳴門市内で放課後児童クラブの児童員が、児童に大声で罵声を浴びせるみたいな心理的な虐待をして、子供が通えなくなったという相談があって、今、進行中です。

これらはいずれも保護者の虐待ではありません。こうした虐待こそ表に出てきにくいと思うのですね。こういう保護者ではない者による虐待については、どのように新年度予算の中で位置付けておられるのか、あれば説明してください。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、家庭での児童虐待でなく、保育所や障がい児の入所施設、放課後児童クラブ等において、虐待が発生した場合の対応について御質問がございました。

児童の権利宣言におきまして、児童は健康に発育し、かつ成長する権利及び適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有することとされておりまして、全ての子供につきまして、これらの権利が守られる必要があると考えております。

様々な事情によりまして家庭での養育が受けられなくなった子供など、被措置児童等につきましても、これらの権利が守られる必要がありまして、施設等におきましては、子供たちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければならないと考えております。

しかしながら、子供が信頼を寄せるべき立場の施設の職員等が、入所中の子供に対して虐待を行う事案が報道等もされているところでありまして、こうしたことは子供の人権を侵害するものであり、絶対にやってはならないと考えております。

こうしたことから、平成20年に児童福祉法が改正をされまして、児童養護施設や障がい児入所施設、一時保護所等を対象に、被措置児童と虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みが整備をされたところがございます。

さらに、保育所等における虐待等の不適切事案が相次ぐ中、令和7年に、保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に子供を預けられるような環境整備をしていく必要が

あるということで、保育所等の職員等による虐待を通告義務等の対象に加える児童福祉法の改正がされたところでございまして、それぞれにおきまして該当する行政機関が対応するというようになっております。

#### 扶川敦議員

その通告の一つとして、先日、児童クラブにおける虐待、深刻とまでは言えないかも分からないのですが、でも、その罵声を浴びせられた子供は通えなくなってしまいましたから、やはり深刻だと思います。

それに対する対応として、県に相談をお願いしまして、鳴門市に助言をしていただいて、しっかり保護者に対して説明、対応するよという助言をしていただいたはずですが、いまだに何の働き掛けもないということで、昨日、保護者から確認をしております。

厚生労働省の児童クラブの運営指針によりますと、虐待発見時は保育所などで虐待が発生した場合の指針、ガイドラインに沿って対応しなさいと書いてあるんです。

今、出ていますけれど、ネットで見ますと、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて県と市町村が連携してとあって、情報の交換もするし、必要に応じて協議もして、それで方針を決めて対応していくとなっているんですよ。深刻な場合は県が所管する児童相談所の出番になるわけです。そこまでやらなければいけないですよ。

緊急の事案だということで私が申し上げたのは、今、これは進行中のございしますので、市町村の所管だから放課後児童クラブの問題、例えば問題が起きたときに第三者機関を設けた方がいいですよというガイドラインになっている。これは義務付けではないですね。でも第三者機関で議論をしてもらおうと保護者の方もちゃんと対応してくれていると安心するんですね。置いた方がいいんですよ。

これを機会に県として、例えば第三者機関を置きましょうよとか、そういう働き掛けをしてもいいんですよ。余りにも腰が引けていると思います。

是非、踏み込んだ対応をして、保護者が納得するような結果を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

#### 吉田こども家庭支援課長

改正されました児童福祉法におきましては、所管行政庁が必要な措置を講じることとされておりまして、その対象につきましては法律上、明確に規定をされているところでございます。

基本的には児童養護施設、障がい児入所施設、保育所、乳児院などは、県において必要な対応することとなっておりますが、保育所につきましては市町村も関連があるということで、県と市町村におきまして連携をして対応するという規定がされているところでございます。

一方、お話がありました放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業でございますが、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業、家庭的保育事業、乳児等通園支援事業などにつきましては、市町村において必要な対応するということが法律で明確に規定されておりますので、放課後児童クラブについては、疑われる案件が発生した場合、市町村において適切な対応をしていただくものであると認識をしております。

## 扶川敦議員

虐待の軽いものは市町村で相談に乗る仕組みです。深刻なものは児童相談所が出て行って力づくで対応することもあります。何が深刻で何が軽いのか、その判断は誰がするんですか。

先ほど申し上げましたけれど、子供が罵声を浴びせられて施設へ通えなくなったのは深刻ではないんですか。県は広域行政だから、県全体の虐待全て対応なんかできません。身近な情報の把握もできません。だから市町村と県が分担しているんですよ。

しかし、深刻なものは最終的に技術的な助言とか専門的な知見を持つ県が介入して対応するんです。市町村がちゃんと対応できなかつたら、県がやらないでどうしますか。私は法律の立て付けとか、制度の仕組みがどうなっているかなんて、それも納得いきませんが、そんな制度だったら制度が間違っていますよ。

県が相談を受けたら、最終的に子供の発達に重大な影響を及ぼすような結果が及ぼされそうになったら、黙っているほうがおかしい。それは市町村の仕事だから、うちは口を出しません、やってくださいよとお願いするだけです。それでいいのですか。そういう権限しかないんだったら、私は法律が間違っていると思います。国に意見を言ってください。

ちゃんと第三者委員会を設けて、人権を守り切るような仕組みを作っていただきたい。それは課長だけではできないと思いますから、県全体で協議して、そういう意見を上げてください。真剣に人権を守るつもりがあるのだったら、今みたいな答弁はないはずですよ。

保護者がお願いして、第三者委員会を設けて、客観的に検討してくれませんか。置くことはできるとなっているんですよ。市はやろうとしない。やろうとしない地方自治体が目の前なのに、県はやったほうがいいと思っていても手を出せない。おかしいではないですか。

助言には違いないですけど、指導はできないでしょうけれど、この点について強く意見を申し上げることはできると思いますし、補助金だって国も県も出しているではないですか。強い権限を持っていますよ。

ちゃんと運営できていない、子供が通えなくなるような児童クラブに補助金を出しているんですか。それは駄目ですよ。それくらいの構えでやっていただきたい。もう1回、答弁ください。

## 吉田こども家庭支援課長

まず、家庭で起こりました児童虐待につきましては児童相談所が対応するということになっております。

施設につきましては、先ほど申し上げましたように、所管行政庁がそれぞれ担当すると規定されており、児童養護施設、障がい児入所施設、保育所、乳児院などにつきましては、県が対応をいたします。

一方、放課後児童クラブ等につきましては、市町村で必要な対応すると規定されており、市町村が所管する放課後児童クラブ等につきましては、市町村におきまして責任を持って対応がなされるものと考えております。一般的な形で県に相談等がありましたら、県としては、これまでの知見に基づきまして適切な助言を行うことになるかと考えております。

岡田理絵委員長

扶川議員、時間です。まとめてください。

扶川敦議員

法律的な立て付けがそうになっているから、県がそれ以上は言えない。審議会もないし、第三者委員会も作る義務がないから作らない、それでいいんだということで済まされるとするのは納得いきませんので、厚生労働省の見解も含めて、今後また議論していきたいと思えます。

岡田理絵委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（12時00分）